

総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）の総会の議事の方法に関する事項を定め、もって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 定款第5条に定める正会員および特別会員（議決権を行使し得る会員）（以下「構成員」という。）その他総会の出席者は、法令および定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

(招集)

第3条 総会を招集する場合には、定款第14条の定めるところにより、理事会の決議を経て、次の事項を定める。

(1) 総会の日時および場所

(2) 総会の目的である事項

① 招集と同時に送付する総会参考資料または議案の内容およびその他の必要とする書類

(3) 書面によって議決権を行使することができる旨

① 書面表決書の内容および様式

② 書面表決書を開催日の前日までに提出すべき旨

(4) 他構成員を代理人として表決を委任することができる旨

① 委任状の内容および様式

② 委任状を開催日の前日までに提出すべき旨

(招集の通知)

第4条 総会の招集は、開催日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない構成員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

2 前項の通知には、第3条に定める事項を記載するとともに、第3条第2号の規定により送付することとした書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第5条 当年度4月末に在籍する構成員をもって議決権を有する構成員とする。

(会場の設営等)

第6条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(構成員本人の出席)

第7条 総会に出席する構成員は、総会受付において、会員証、総会招集の通知文の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(理事および監事の出席)

第8条 理事および監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第9条 この法人の職員および弁護士等は、理事、監事を補佐するため、総会に出席することができる。

(議長)

第10条 総会の議長となるものは、定款第15条の定めるところにより、その総会において出席した構成員のうちから選任する。

(権限)

第11条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、その命令に従わないものその他該総会の秩序を乱すものを退場させることができる。

(開会の宣言)

第12条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、構成員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第13条 議長は、構成員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している構成員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第14条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、総会の構成員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の職員をして行わせることができる。

(議事録署名人)

第15条 議長は、議案の審議開始前に、議事録署名人をその総会において出席した構成員のうちから指名しなければならない。

(議案の審議順序)

第16条 議長は、招集通知に記載された順序に従い議案を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議案を一括して付議することができる。

(理事等の説明・報告)

第17条 議長は議案を付議した後、理事に対し、当該議案に関する事項の説明または報

告を求める。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明または報告をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第43条の規定による社員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該構成員に議案の説明を求め、理事または監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

（発言の許可）

第18条 構成員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 構成員の発言の順序は、議長が決定する。

（発言の内容および時間の制限）

第19条 構成員は簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、構成員の発言時間を制限することができる。

（発言の制限）

第20条 議長は、次の発言に対して必要な注意を与え、制限したまはその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議案に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損したまは侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害したまは議場を混乱させる発言

（発言の時機）

第21条 構成員は、議案に関する事項の説明および報告終了後でなければ、当該議案に關し発言することはできない。

（説明義務者）

第22条 構成員の理事に対する質問の説明は、理事長またはその指名した理事が行う。

2 構成員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に説明させることができる。

（一括説明）

第23条 理事または監事は、構成員の質問に対して一括して説明することができる。

（説明の拒絶）

第24条 理事または監事は、構成員の質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明することにより構成員の共同の利益を著しく害する場合

- (3) 説明することによりこの法人、その他のものの権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問内容が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(採決)

- 第25条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。
- 2 議長は、第16条第2項に定める、一括して審議した議案については、一括して採決することができる。ただし、理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに採決を行わなければならない。
 - 3 議長は、議案原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
 - 4 修正案の採決においては、書面表決書によって原案に賛成の旨行使された議決権については、棄権したものとして取り扱う。
 - 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によるものもできる。
 - 6 議長は採決に先立って、議案および自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認し、可否同数の場合のみ、その議決権を行使し、採決の結果に参入する。

(議決権の数)

- 第26条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した構成員の議決権の数とする。
- (1) 出席した構成員の議決数
 - (2) 出席構成員に委任した議決数
 - (3) 書面表決書による議決数

(採決結果の宣言)

- 第27条 議長は、採決が終了した場合には、その結果ならびにその議案の決議に必要な可決数を充足しているか否か宣言する。

(休憩)

- 第28条 議長は、必要と認めるときは再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期または続行)

- 第29条 総会を延期または続行する場合は、総会の決議による。
- 2 前項の場合、延会または継続会の日時および場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
 - 3 前項のただし書きの場合、議長は決定した日時および場所を速やかに構成員に通知しなければならない。
 - 3 延会または継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

- 第30条 議長は、すべての議事が終了した場合、閉会を宣言する。

(理事長、副理事長および常務理事の選任)

第31条 定款第21条第2項に定める、理事長、副理事長および常務理事の選任を行う理事会は、役員を選任した総会終了後総会の日の同日に行うものとする。

(議事録)

第32条 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、定款第19条の規定のほか別表に掲げる事項を記載しなければならない、また議長及び出席した理事のうち議長が指名する2名が前項の議事録に記名押印しなければならない。

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第34条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成24年11月9日から施行する。

別表（議事録記載事項）

- (1) 日時および場所（欠席者の委任の方法を含む）
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会に出席した役員の氏名、正会員および特別会員の数（書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記するものとする。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (7) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する構成員があるときは、当該構成員の氏名
- (8) 議長の氏名
- (9) 議事録署名人の選任に関する事項
- (10) 次の意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任したものが、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨、およびその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令もしくは定款に違反したまたは著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- (11) その他法令で定めるところ